



市立保育所一覧

Table listing 19 public kindergartens with columns for name, location, phone number, and hours.

認可保育園一覧

Table listing 41 licensed kindergartens with columns for name, location, phone number, and hours.

*上記一覧表は平成16年度の状況です。平成17年度には変更がある場合もあります。

平成17年度 保育所入所児童募集

平成17年度市立及び認可の保育所(園)への入所児童を募集します。

【対象】那覇市内にお住まいで保護者が仕事・病気・出産などのため児童を保育するに支障がある世帯の「保育に欠ける」児童

【申込み用紙交付】平成16年12月15日(水)～28日(火)の午前8時30分～午後5時まで

【申込み受付期間】平成17年1月4日(火)～17日(月)まで

【受付場所】市役所本庁2階別保育事業を行っています

を時間内に迎えることができないうちの児童を延長して保育する事業で、保育所(園)により延長する時間や料金が異なります。

【一時保育】在宅で育児をなさっている保護者が断続的かつ急な傷病など、その他の理由により一時に育児が困難となる場合に保育所(園)で保育を実施する事業です。

【障害児保育】保育に欠ける障害児で集団保育が可能で日々通所園が希望する程度の子どもの対象とする事業です。

【乳幼児健康支援一時預かり生活援助】病気の回復期にあるために集団保育が困難な児童で、保護者の仕事都合などで家庭加療、療育等その他の理由で一時的に保育できない場合に、通園、通学、食事や身のまわりの世話等の生活援助を行う事業です。

【短期入所(ショートステイ)】市内に在住する3歳未満12歳までの児童を保護者の入院、加療、療育等その他の理由で一時的に保育できない場合に、通園、通学、食事や身のまわりの世話等の生活援助を行う事業です。

【延長保育サービス】通常保育を利用する保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などによる児童の滞りなどを解消するための事業です。

那覇市新情報化推進計画(案)に関するパブリック・コメント(市民意見)の募集

市では、さらなる市域の情報化を目指すため、那覇市新情報化推進計画を策定することとしており、その案を作成しました。

【意見の提出先】提出方法は、意見提出の様式をダウンロードし、お名前、住所、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

【意見の提出期間】平成16年12月1日(水)～平成16年12月28日(火)まで

【お問い合わせ】情報政策課 ☎861-5044

【お問い合わせ】☎861-6903

高齢者の雇用・就業を促進するための講習会のご案内 ホテル業務アシスタント講習受講生募集

【期間】平成16年12月7日(火)～17日(金)までの期間内
【会場】ロワジールホテルオキナワ他 那覇市西3-2-1
【対象者】60歳前半層で就職希望者の方
【受講料】無料
【定員】15名
【お問い合わせ・申込】(社)那覇市シルバー人材センター ☎885-6210

那覇市水道局発注水道施設工事の入札参加資格取得申請の受付について

平成17・18年度に那覇市水道局の発注する「水道施設工事」、「水道材料購入」及び「漏水調査業務」の競争入札参加資格取得申請の受付を行います。

Table with columns for application type, submission period, and venue.

お問い合わせ 水道局総務課契約係 ☎832-4171(内線228)

那覇市発注建設工事の入札参加資格審査申請の受付について

平成17・18年度に那覇市の発注する「建設工事」、「業務委託(測量・コンサルタント等)」の競争入札参加資格審査申請の受付を行います。

Table with columns for application type, submission period, and venue.

お問い合わせ 契約検査室 工事契約班 ☎951-3253

インターネットで申告 始めませんか

ご自宅や事務所から手軽に申告・納税ができるようになりました。
【利用できる手続き】
①所得税、法人税及び消費税の申告
②国税の納付(全税目)
③申請・届出等(青色申告の承認申請、納税地の異動届出など)

消費税の届出はお済みですか?

新たに課税事業者となる個人事業者の方へ
新しく課税事業者になる要件は平成15年分の課税売上が1,000万円を超える個人事業者
消費税の納税義務は平成17年度分の事業から消費税の納税義務が発生します
手続きは「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に速やかに提出してください